

「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を取得して 人材確保に繋げましょう ～次世代育成支援対策推進法～

●「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」とは？

Q 「くるみん認定」とは何ですか？

A 次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画を策定・届出等をした事業主が一定の要件を満たした場合、都道府県労働局への申請により、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受け、認定後は「認定マーク」を使用することができます。

広島県内での認定企業は52社（平成30年6月末現在）、全国の認定企業は約2900社（平成30年5月末現在）です。

Q 認定マークのメリットは何ですか？

A 認定マークを商品、広告、名刺、求人票に使用することで、「子育てサポート企業」であることをPRできます。

その結果、企業イメージの向上、従業員のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。

Q 認定を受けるためにはどうすればいいですか？

A 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの認定基準を満たす必要があります。

認定基準は全部で9つあり、全て満たす必要があります。また、労働者数300人以下の場合の特例もあります。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。


基準を満たしている場合、本社を管轄する労働局に必要書類を添えて申請してください。審査の上、認定可否について決定します。

Q プラチナくるみんとは何ですか？

A くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合、都道府県労働局への申請により、優良な「子育てサポート企業」として受ける認定です。

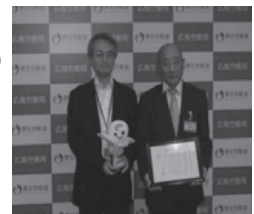
この認定企業は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出は不要です。その代わりに、「次世代育成支援対策の実施状況」を毎年公表する必要があります。

広島県内での取得実績はありませんが、全国では200社以上がこの認定を受けています。（平成30年5月末現在）。



「くるみん認定」の認定通知書交付式を行いました

平成30年6月、医療法人社団樹章会本永病院（東広島市）様を「子育てサポート企業」として認定しました。



○認定基準、様式等の詳細は、厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 職場における子育て支援 > 事業主の方へ > 育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法について

○お問い合わせは 広島労働局 雇用環境・均等室（TEL 082-221-9247 まで）